

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第86号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2京都市吉祥院老人デイサービスセンターの項中「日曜日並びに」及び「，同月2日及び12月31日」を削る。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)